

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年3月15日に、資格喪失日に係る記録を32年6月20日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①については、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年3月15日から31年1月25日まで  
②昭和31年10月11日から32年6月20日まで

申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社において厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、昭和30年6月分の同社の給与明細書が見つかり、厚生年金保険料として75円を控除されていることが確認できる上、その後、別の事業所へ就職した際に提出した当時の履歴書にも同社に勤務した旨の記載があることから、申立期間について、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和30年6月の給与明細書、履歴書及び事業主並びに同僚の証言により申立人は、A社に申立期間①及び②の期間に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の当時の同僚は、「申立人は、社長の親せきであり、高校を卒業後すぐにA社に入社しB店に配属となり、その後、C店に異動

したと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人は、当時、実母が病気のため入院し、家業の農業を手伝うため、昭和 32 年 6 月にやむなく退社したとしているところ、申立人が平成 9 年に再就職するために作成し、保管していた履歴書には、「昭和 32 年 6 月 A 社退社」との記載があることから申立人は、A 社に昭和 32 年 6 月まで継続して勤務していたことを推認することができる。

加えて、申立人が所持している昭和 30 年 6 月の給与明細書の保険料控除額は、申立期間当時の厚生年金保険料率に合致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額、社会保険事務所が管理する A 社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人及び同時期に入社した同年代の同僚の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る処理を誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が、昭和 31 年 1 月 25 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 3 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が申立期間②における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年10月まで

申立期間については、私と妻と弟の分の国民年金保険料を亡き母と一緒に納付していたはずなので、私の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

国民年金の加入手続も亡き母が行っていたので、申立期間当時の国民年金手帳があるはずだが、現在持っていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、「亡き母が、私と妻と弟の分の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。」と主張しているが、亡き母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、亡き母と弟の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月27日に連番で払い出されているが、申立人の氏名は無いことが確認でき、これはその時点で申立人は厚生年金保険に加入していたことから、申立人を除いて国民年金の加入手続が行われたものと推認される。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金の被保険者資格・納付履歴照会並びに申立人の所持している国民年金手帳を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和61年9月2日に払い出されており、国民年金の資格取得は同年4月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の

未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の妻によると、「自分の国民年金加入手続は婚姻前に父がしてくれた。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 (日付不詳) から同年 10 月 1 日  
まで

私は、昭和 60 年 3 月から同年 11 月まで A 社で、配ぜん係として勤務したが、年金記録では厚生年金保険の資格取得が 10 月からとなっている。勤務を始めた 3 月から厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元同僚 7 人に対し、当該事業所における採用時期及び雇用形態について照会したところ、7 人中 6 人の厚生年金保険の被保険者資格取得時期は、いずれも入社後、一定期間を経過してからであったと証言していることから、当該事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

なお、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、事業主に照会したところ、「関係書類が無く不明。」と回答している。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所の申立期間に係る被保険者原票を確認したが、申立人に該当する記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 4 日から 40 年 4 月 1 日まで  
脱退手当金の支給を受けたとされる昭和 40 年 5 月 27 日には、既に結婚し姓も変わっていて、A 県 B 市に住んでいた。受け取った記憶が無いので申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の C 社 D 支店に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が押されているとともに、支給されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 5 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が C 社 D 支店を退職した昭和 40 年 3 月の前後 3 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 24 人のうち、13 人が脱退手当金の受給資格を満たし、申立人を含めた 8 人が受給しているが、その中の同僚の二人は、「退職時、事業所の担当者から脱退手当金の受給の希望を問われ、希望したところ、事業所が手続の代行をしてくれて、脱退手当金を受け取った記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人の受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から 37 年 4 月まで (日付不詳)  
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 8 月まで (日付不詳)

中学校卒業後の昭和 35 年 5 月に A 社に採用され、38 年 8 月に同社を退職するまで同社で映写技師の補助業務を担当した。採用後に同社から健康保険証を交付された記憶があるので、厚生年金保険の加入について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A 社の上司として名前を挙げた B 氏は、「申立人のことは覚えていないが、当時は不景気で健康保険や厚生年金保険まで手が回らなかった人もいたと思う。」としているほか、当該事業所が経営する別の店に勤務していた C 氏は、「申立人のことは覚えていないが、当時は、職員を採用しても長く勤務する人のみを厚生年金保険に加入させていたと思う。」としていることから、当該事業所では、必ずしもすべての職員を採用時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人は当該事業所に継続して勤務していたと主張しているが、当該事業所を退職した時期について、申立人の記憶に曖昧な点が見られる。

また、A 社は、昭和 41 年 2 月 15 日に健康保険厚生年金保険の適用事業所では無くなっているほか、当時の事業主及び事務を担当していた支配人は既に他界し、その他の役員及び同僚についても居所不明であることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。



さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和33年7月11日から40年10月4日までに被保険者資格を取得した38人の記録を確認したが、健康保険の整理番号には欠番が無い上、申立人が当該事業所で37年5月1日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失するまでの期間以外の期間において、申立人に該当する記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

A社B支社（現在は、C社B支社）が、D市に営業所を設立した時に入社し、同営業所が閉鎖するまで外務員として勤務したが、年金記録では申立期間について厚生年金保険が未加入となっていた。途中で一時退社したことはなく、継続して勤めていたことは間違いないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社B支社が管理する社会保険個人台帳により、申立人が当該事業所に在職していたことは確認できるものの、当該資料の申立期間に係る健康保険料と厚生年金保険料の徴収年月欄に控除金額の表記は無く、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていた形跡が無い。

また、現在の事業主は、申立期間の厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について「申立期間について、厚生年金保険料等は控除していない。」と回答している上、当該事業所の当時の総務担当責任者は、「当時、外務員については、一定の成績に達しない場合は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、成績が上がった時点で再度、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚からの証言は得られず、社会保険事務所が管理する当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人に該当する記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から 22 年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険加入期間の調査を依頼したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給していることになっているとの回答を受けた。

私は、同社を退職後すぐに故郷のB県に帰り再就職したので、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和23年7月9日に支給されている旨、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に支給記録がある上、同欄に記載されている支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和23年7月9日に支給された記録となっているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、A社における厚生年金保険被保険者資格を22年12月1日に喪失して以降、31年7月1日に旧C共済組合に加入するまでの間、申立人は年金制度に加入していないことが確認でき、当時、脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。